材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

⑴　物品等の調達契約　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「国の特例政令」という。）第３条第１項に規定する財務大臣の定める額。

⑵　特定役務のうち建設工事の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額。

⑶　特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額。

⑷　特定役務のうち前２号以外の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額。

２　前項の予定価格は、調達契約に関し、単価についてその予定価格が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

（契約の方式）

第４条　経理責任者又は契約規程第４条の規定により事務を委任された者（以下「経理責任者等」という。）は、特定調達契約につき契約を締結する場合においては、第19条の規定により随意契約によることができる場合を除き、一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）に付さなければならない。

２　競争は、入札の方式をもって行う。

（競争参加者の資格）

第５条　理事長は、特定調達契約につき競争に付そうとする場合は、当該競争を適正かつ合理的に行うため必要があると認められる事項に関し、当該競争に参加する者に必要な資格（以下「競争参加者資格」という。）を定めなければならない。

（資格審査の公示）

第６条　理事長は、前条に基づき競争参加者資格を定めた場合は、その基本事項、資格審査の申請時期及び方法等について、当該特定調達契約の締結が見込まれる事業年度（会計規程第４条第１項に規定する事業年度をいう。以下同じ。）ごとに官報により公示（以下「資格審査の公示」という。）しなければならない。

（資格審査）

第７条　理事長は、資格審査の公示を行った後、当該公示に係る競争に参加しようとする者から資格審査の申請があった場合には、速やかにその者が競争参加資格を有するかどうかについて審査しなければならない。

２　理事長は、前項の規定により資格審査を行った場合は、競争に参加する者の名簿を作成しなければならない。

（資格審査の申請時期）

第８条　資格審査の申請時期は、第６条に規定する資格審査の公示を行う日から25日以上としなければならない。ただし、この期間の経過後も資格審査の申請を随時に受理しなければならない。

（期間経過後における資格審査の申請等）

第９条　理事長は、前条ただし書の規定により資格審査の申請を受理した場合で、開札の日時までに資格審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

２　経理責任者等は、前項の資格審査の申請を行った者から入札書の提出があった場合で、開札の日時までに資格審査が終了しなかったときは、その入札書を返却しなければならない。

（一般競争の公告）

第10条　経理責任者等は、第４条に規定する一般競争の方式により、契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を官報により公告しなければならない。

⑴　契約を締結する機関名

⑵　契約の基本事項（一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうち１の契約による調達後において調達が予定されている物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付を含む。）

⑶　第５条に規定する競争参加者資格に関する事項

⑷　第12条に規定する入札説明書その他契約に関して必要とされる文書の交付に関する事項

⑸　入札書を受理する場所及び入札書の受理期間

⑹　開札の日時及び場所

⑺　入札保証金及び契約保証金に関する事項

⑻　第17条に規定する落札者の決定方法

⑼　契約の手続において使用する言語

２　経理責任者等は、前項の規定による公告をするときは、次の各号に掲げる事項を英語を使用して記載しなければならない。

⑴　調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量

⑵　納入期限

⑶　納入場所

⑷　第５条に規定する競争参加者資格

⑸　入札期日

⑹　契約を担当する役職員の氏名及びその所属する部課の名称

３　経理責任者等は、前２項に規定する公告は、入札書を受理する最終期日（あらかじめ競争参加者資格を審査せず、一般競争の公告後において競争参加者資格を審査する場合にあっては、当該審査の申請書を受理する最終期日）の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで、緊急事態により、やむを得ない場合においては10日前）までにこれをしなければならない。

４　経理責任者等は、入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

（指名競争の公示）

第11条　経理責任者等は、第４条に規定する指名競争契約の方式により契約を締結しようとするときは、前条第１項及び第２項の規定により一般競争について公告をするものとされている事項のほか、指名されるために必要な要件を官報により公示しなければならない。

（入札説明書の交付）

第12条　経理責任者等は、特定調達契約につき競争に付そうとする場合は、競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付しなければならない。

⑴　第10条第１項各号に掲げる事項（ただし、入札説明書の交付に関する事項を除く。）

⑵　調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細

⑶　開札に立ち会う者に関する事項

⑷　経理責任者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

⑸　契約の手続において使用する言語

⑹　その他必要な事項

（入札の原則）

第13条　経理責任者等は、特定調達契約の入札については、書面をもって、直接に又は郵便により行わせなければならない。

（入札書の引換等の禁止）

第14条　入札者は、特定調達契約につき入札を行う場合において、その提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができない。

（入札の無効）

第15条　経理責任者等は、特定調達契約につき競争に付した場合、競争参加者資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効とされた入札を行った者に対し、その旨を通知しなければならない。

（開札）

第16条　経理責任者等は、公告又は公示において示した開札の日時に、入札者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係ない役職員を立ち会わせなければならない。